

枚方市の屋外広告物ガイドラインを改訂しました

1. 照明・電光表示（デジタルサイネージ）に関する事項の改訂（令和6年7月1日から）

近年、ディスプレイ技術の進化等によりデジタルサイネージが増加しており、情報伝達性に優れる一方で、「光」「動き」「音」などから周辺景観に悪影響を及ぼすことが懸念されます。こうした状況を踏まえて、平成29年から運用している「枚方市屋外広告物ガイドライン」にデジタルサイネージに関する事項を追加する改訂を行いました。

① 用途地域に基づく区域区分ごとの推奨基準

デジタルサイネージについては、下表の区域区分ごとの推奨基準を目安に計画をしてください。

区域区分		制限緩和区域	一般制限区域	重点制限区域
表示面積 (1基あたり)		10㎡以内	5㎡以内	
規模等	屋上広告物	表示・設置しない		
	壁面広告物	建物の幅・高さの範囲内	建物の幅・高さの範囲内かつ 地上面から広告物上端 までの高さは、4m以内	
	その他広告物	地上からの高さ 10m以内	地上からの高さ 4m以内	
	突出広告物 つり下げ広告物	表示・設置しない		
表示位置 ^{A)}		交差点付近・信号機・標識等の近傍に表示・設置しない 連続(2台以上)して設置する場合、輝度に配慮する		
表示画面・ 表示映像 ^{B)}	輝度	日中：表示内容が見える範囲の明るさとする 夜間：800cd/㎡以下		
	色彩	派手な高彩度色としない 背景色に明度の高い色としない		
	速度	ゆっくりとした画面転換とし、 点滅や動きの速い動画としない		
表示時間		店舗等に付帯して表示・設置するものは、 原則、営業時間内とする		
表示内容 (コンテンツ) ^{C)}		不快感や不安感を与えないものとする 公序良俗に反しないものとする ニュースや災害時の情報、地域の情報などを 含めることを検討する		
音響 ^{D)}		周囲に不快感を与える音量・音色としない 音量を設置後に調整できる仕様にする		

推奨基準表内の記載内容について

A) 表示位置

信号機との誤認を招き、運転者の不注意につながる可能性があることから、交差点付近・信号機・標識等の近傍への表示・設置をしないようにしましょう。

B) 表示画面・表示

輝度が高すぎたり点滅や動きが激しすぎると、周辺の景観に影響を及ぼすだけでなく、見る人に不快感を与える可能性があるため、表示画面について配慮しましょう。

C) 表示内容（コンテンツ）

性質上、より多くの不特定多数の方が目を向けることから、不快感を与えないよう配慮しましょう。

D) 音響

地上からの高さ4mを超える位置のものは、原則、音声を出さないようにしましょう。

（災害等緊急時を除く。）

表示内容はなるべく音声に依存しない内容とすることを検討しましょう。

（その他の配慮事項）



ポイント

- ・住宅地に向けた表示はしないようにしましょう。
- ・維持管理について動産保険（※）への加入を検討しましょう。
- ・道路付近に設置する場合は、表示・設置が交通安全上の支障がないか、道路管理者や交通管理者（警察・公安委員会）へ確認しましょう。
- ・輝度や点灯時間等について夜間景観に配慮しましょう。

※「動産保険」…パソコン、プリンター等の事務機器並びに什器(日常生活用の器具)に対し、不測かつ突発の外的要因による事故や故障に対応するもの。

<お問い合わせ先>

枚方市 都市整備部 住宅まちづくり課
景観・住宅係

T E L : 072-841-1478 (直通)

MAIL : jumachi@city.hirakata.osaka.jp

HP : 枚方市 HP より「屋外広告物」で[検索](#)